

裁判官認印

第1回口頭弁論調書（和解 少額訴訟手続）

事件の表示 平成22年(当)第221号  
期 日 平成22年12月17日午後2時30分  
場所及び公開の有無 仙台簡易裁判所法廷で公開  
裁判官 後藤 憲 雄  
裁判所書記官 佐藤 ちい子  
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]  
被告 [REDACTED]

弁論の要領等

司法委員 下村俊也立会

原告

訴状陳述

被告

答弁書陳述

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

仙台市 [REDACTED] [REDACTED]  
原告 [REDACTED]  
仙台市 [REDACTED]  
被告 [REDACTED]

第2 請求の表示

原告が、平成21年2月13日に、被告との間で仙台市 [REDACTED]  
[REDACTED]号室の賃貸借契約を  
締結するに際し、被告に交付した敷金36万円の未返還金15万5610

円及びこれに対する平成21年6月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払請求

### 第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務として金15万5610円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成22年12月30日限り、  
銀行支店の原告名義の普通預金口座（  
）に振り込む方法により支払う。
- 3 被告が、前項金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額に対する平成22年12月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 佐藤 ちい子